

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇城市

2 構造改革特別区域の名称

宇城の地のもんでワイン・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

宇城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢、面積等

宇城市（以下「本市」という。）は、平成17年1月15日に三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生した。熊本県のほぼ中央に位置し、九州の経済大動脈である国道3号が南北に走り、西は国道266号線で宇土半島南岸を經由し天草地域へ、東は国道218号線で宮崎県への交通結節点となっている。また、九州自動車道が南北に走り、熊本空港まで20分、福岡市まで75分で結ばれている。このような地理的条件に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、都市的機能を併せ持った地域である。

総面積は、188.6平方キロメートルで、東西に約31.2キロメートル、南北に約13.7キロメートルとなっている。地目別にみると、農用地が約40%、森林が約30%、宅地が約8%、その他の道路・湖沼・河川等が約22%となっている。

(2) 気候

本市は、東を九州山地、西に天草を望む熊本・八代平野の中央に位置し、夏の暑さ、冬の寒さともに厳しい典型的な内陸性気候である。年間平均気温は15～16℃、年間降水量は県内平均よりやや少なく1,800ミリ前後である。

(3) 人口

平成27年の国勢調査によると、本市の人口は59,756人となっており、平成22年と比較して2,122人（3.4%）減少している。

世帯数は21,432世帯で、この10年間で789世帯増加しているが、1世帯当たりの平均人数は0.3人の減となっており、核家族化が進行している。

人口の年齢階層別は、14歳以下の年少人口は、7,833人（13.1%）、15～64歳までの生産年齢人口は33,129人（55.4%）、65歳以上の老年人口は18,738人（31.4%）となっている。（年齢不詳は56人）

(4) 産業

平成27年の国勢調査によると、本市の就業者数は28,649人で、平成17年と比較して1,897人(6.2%)減少している。

産業別にみると、第1次産業が4,643人(16.2%)、第2次産業が6,315人(22.1%)、第3次産業が17,682人(61.7%)となっている。

農業は、本市の主要産業の1つであるが、農家は年々減少しており、後継者不足による農業経営者の高齢化という問題を抱えている。

工業においては、自動車関連、IC関連産業の分野での回復傾向が見られるが、全体としては依然厳しい状況にある。

商業においても、大型商業施設の進出や地域経済の衰退により、地元商店街の空洞化に拍車をかけている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は県下有数の農業地帯であり、誕生の地として有名な不知火(デコポン)をはじめ、ブドウ、ミカン、イチジク等の果樹栽培が盛んである。しかし、市場の出荷規格を満たさない果実が多くあり、6次産業化による特産品開発は急務の課題である。規制の特例措置を活用した「宇城の地のもんでワイン・リキュール特区」を行うことで、規格外により廃棄等されていた果実を活用した商品開発を行うことができ、新たな雇用の確保につなげることができる。

また、これらの付加価値の高い製品づくりを行政が支援することにより、ブランドイメージを高めるとともに交流人口の拡大と物産振興による地域経済の活性化を目指す。

5 構造改革特別区域の意義

本市では、平成28年1月に策定した「まち・ひと・しごと総合戦略」において、若年層の流出を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域を創るために、『良質な雇用を創る「稼ぐ力を高める」』という観点のもと、先進農家の法人化を推進するとともに金融機関等と連携した販路拡大・6次産業化の支援を行っている。

このような中、農業者や集落で生産する果実等を加工品とする6次産業化の動きをみせ始めており、更なる農作物の高付加価値化やビジネスの多角化を目的としたワイン・リキュール製造を行うことで、新規就農者の確保や担い手育成、新たな雇用創出、併せて観光産業などの異業種間連携を図ることにより、地域の活性化に取り組むことが可能となる。

これらを実現するために、規制の特例措置を活用した初期投資の少ない小規模な施設での酒類の製造が可能となる条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域の目標

規制の特例措置を活用することにより、地産地消をさらに進め、域内取引の拡大を図ると同時に付加価値を高めて販売する農業施策を促進する。このことにより、生産者の新たな事業へ展開できる環境が整い、新規就農者の確保や担い手育成、新たな雇用機会の創出を目標とする。

また、新たな特産品の創出により、地域資源のブランドイメージの確立を図り、本市の

魅力向上や交流人口の増加につなげ、併せて観光産業などの異業種間連携を推進することにより地域経済の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施による地域特産品としてのブランド化に伴い、付加価値を高めた販路拡大や生産者の収益増加につながり、新規就農者の確保や担い手育成、新たな雇用機会の創出が見込まれる。併せて地域資源を生かした新たな地域特産品をツールとして農家民宿や農園レストラン等と連携した観光プログラムを開発し、体験型の観光促進が期待できる。

このような事業展開により、農業の活性化をもたらし、遊休農地拡大の防止にもつながる。併せて、農地が持つ多面的な機能の回復をもたらし、豊かな環境を次世代に継承することが可能となる。

○数値目標

区 分（累計）	平成28年度	平成31年度目標	平成35年度目標
農家民宿等における 果実酒製造者数	0件	1件	3件
特産酒類製造者数	0件	0件	1件

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710，711） 特産酒類の製造事業

別紙 1

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

宇城市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適応されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農家民宿等において特定酒類の提供が可能となり、地域資源のブランドイメージの確立を図り、本市の魅力向上や交流人口の増加につなげ、併せて観光産業などの異業種間連携を推進することにより地域経済の活性化を目指す。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙2

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（温州みかん、晩柑、梅、桃、柿、生姜、梨、イチゴ、レモン、メロン、トマト、キウイ、玉ねぎ、ハーブ、ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ、ドラゴンフルーツ、ヤマモモ、にんにく、黒糖又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

宇城市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（温州みかん、晩柑、梅、桃、柿、生姜、梨、イチゴ、レモン、メロン、トマト、キウイ、玉ねぎ、ハーブ、ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ、ドラゴンフルーツ、ヤマモモ、にんにく、黒糖又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は本市が地域の特産物として指定した農産物（温州みかん、晩柑、梅、桃、柿、生姜、梨、イチゴ、レ

モン、メロン、トマト、キウイ、玉ねぎ、ハーブ、ブドウ、イチジク、不知火（デコポン）、桑の実、プラム、ビワ、ドラゴンフルーツ、ヤマモモ、にんにく、黒糖又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことにより、本市が推進する「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、地域資源である果実などの農産物を活用したワイン・リキュールの製造・販売等の6次産業化を行い、商店街活性化や農業振興への寄与、地域貢献の仕組みづくりを目指す。

また、農村地域における新たな起業による地域振興を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。